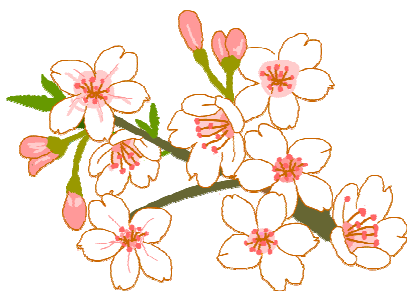


# 多様な働き方を受け入れること

理事 澤田駿介



5月の末に、厚生労働省は障害者の法定雇用率を引き上げることを発表しました。現在の2.0%が平成29年4月からは2.2%、平成32年4月からは2.3%に引き上げられます。これは今まで“努力”義務であった精神障害者の雇用が“義務”になるためです。

一方で、宮城県における障害者の雇用状況は、平成28年現在で1.88%と、全国平均(1.92%)を下回り、引き上げ後の数字とはまだ乖離があります。未だ多くの障害者が働く場を求めている状況であるということです。

それでは、企業が精神障害者の雇用を進めていくためには一体何が必要なのでしょうか？ その答えの一つが、題名でもある「多様な働き方を受け入れること」であると思います。精神障害者の方の中には毎日の勤務やフルタイムでの勤務に困難を抱える方が少なからずいらっしゃいます。しかしながら、時短勤務や日数を限定した勤務、在宅での勤務など、働き方を工夫することで、その能力を十分に発揮できる方もたくさんいらっしゃいます。

これまでの日本企業では働く人の主体は“フルタイムの正社員”と考えられてきました。しかしながら、少子化・高齢化・労働力の減少が叫ばれる現在や近い将来においては、その考えはもはや通用しません。限られた労働力を上手に活かし、社員に活躍してもらえなければ企業は生き残れない時代なのです。

つまり、精神障害者を始めとした障害のある方、子育て中であつたり、家族の介護であつたり、何らかの制限がある方が働きやすい職場環境を作り上げていくことで、その他の社員もさらに能力を発揮できるという理想的な環境づくりを始めるにはピッタリのタイミングということです。

皆さんやご家族、ご友人の勤められている会社は障害のある方が働きやすい会社でしょうか？ そうであれば、きっと皆さんも働きやすいと感じていることでしょう。そうでなければ、障害のある方が働きやすくなる方法を考えてみましょう。きっと自身の働きやすさも変わってくるのではないかと思います。

